



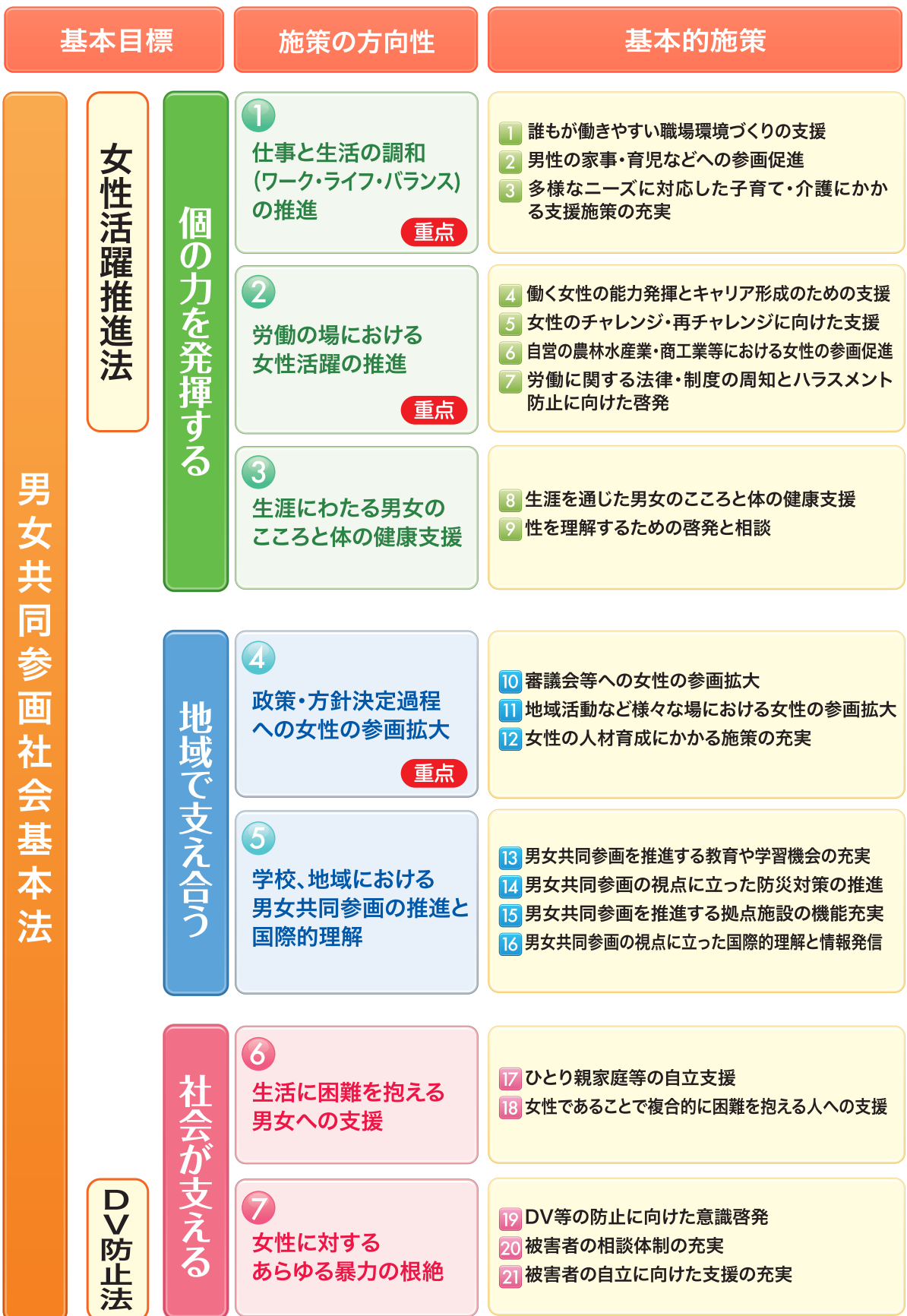
第3次浜松市

男女共同参画基本計画

平成30年度～平成36年度

概要版

施策体系図



自助 個の力を発揮する

男性も女性も、あらゆる分野において個人の持てる力を十分に発揮し、やりがいや充実感を感じながら働くことで活力あるまちづくりが実現します。

一人ひとりが多様な生き方を選択できるとともに、それぞれの責任を果たし、人生の各段階において仕事と生活の調和を実現していくことが重要です。

施策の
方向性
1

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

重点施策

- 1 誰もが働きやすい職場環境づくりの支援
- 2 男性の家事・育児などへの参画促進
- 3 多様なニーズに対応した子育て・介護にかかる支援施策の充実

施策の
方向性
2

労働の場における女性活躍の推進

重点施策

- 4 働く女性の能力発揮とキャリア形成のための支援
- 5 女性のチャレンジ・再チャレンジに向けた支援
- 6 自営の農林水産業・商工業等における女性の参画促進
- 7 労働に関する法律・制度の周知とハラスメント防止に向けた啓発

施策の
方向性
3

生涯にわたる男女のこころと体の健康支援

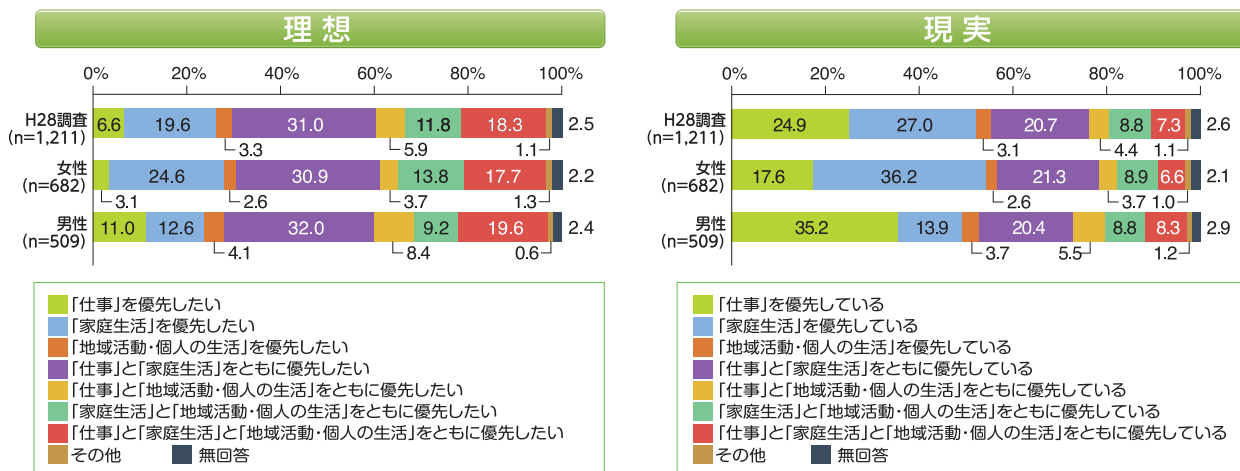
- 8 生涯を通じた男女のこころと体の健康支援
- 9 性を理解するための啓発と相談

成果指標

施策の方向性	項目	現状値(H28)	目標値又は基準値(H36)
1	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証数	30事業所	延べ200事業所
	保育所等利用待機児童数 ※1	168人(H29.4.1)	0人(H31)
	放課後児童会待機児童数 ※2	377人	0人(H31)
2	市の女性職員が管理職に占める割合 ※3	8.1%	15.0%(H32)
3	乳がん検診受診率	18.9%	22.9%
	子宮頸がん検診受診率	14.9%	18.9%

※1、※2は「浜松市“やらまいか”総合戦略計画(H27～H31年度)」より指標抽出
※3は「はままつ女性職員活躍応援プラン(H28～H32年度)」より指標抽出

「仕事」「家庭生活(育児・家事・介護等)」「地域活動・個人の生活(自治会・PTA・ボランティア・趣味・学習等)」の優先度について



共助 地域で支え合う

男性だけでなく、女性も積極的に地域活動等における方針決定過程にかかわっていくことは、地域のさまざまな課題の解決に多様な視点や創意工夫をもたらします。
男女が互いに尊重し合い、ともに支え合う地域社会の実現が不可欠です。

施策の
方向性
4

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

重点施策

- 10 審議会等への女性の参画拡大
- 11 地域活動など様々な場における女性の参画拡大
- 12 女性の人材育成にかかる施策の充実

施策の
方向性
5

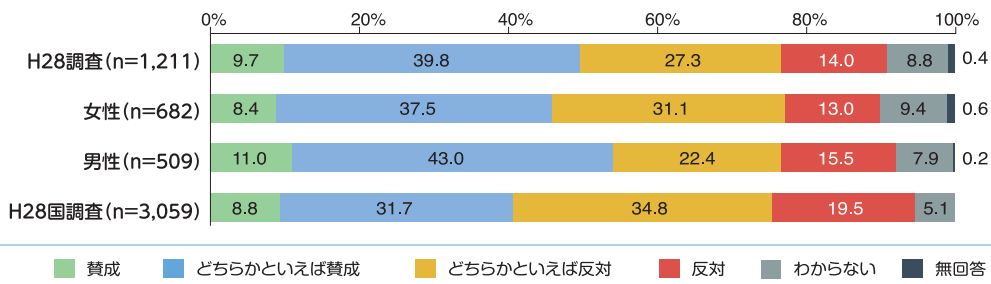
学校、地域における男女共同参画の推進と国際的理解

- 13 男女共同参画を推進する教育や学習機会の充実
- 14 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- 15 男女共同参画を推進する拠点施設の機能充実
- 16 男女共同参画の視点に立った国際的理解と情報発信

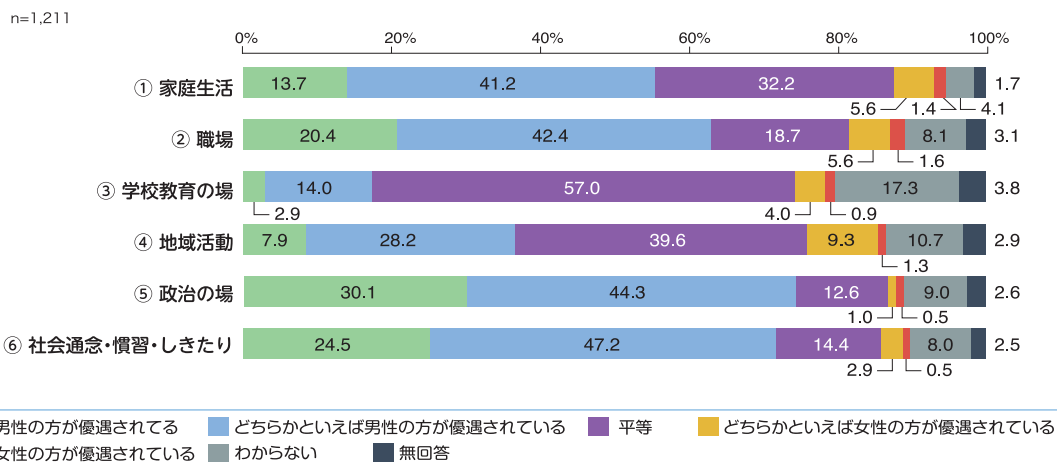
成果指標

施策の方向性	項目	現状値 (H28)	目標値又は基準値 (H36)
4	附属機関における女性の登用率	27.6% (H28.8.1)	35.0%
5	男女共同参画にかかる講座の満足度	95.8%	100%

「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方について



分野毎の男女の平等感について



公助 社会が支える

ひとり親家庭などの生活に困難を抱える人が安定した生活が送れるよう、経済的な自立支援や相談しやすい環境づくりが求められます。

また、DV等の被害者が社会の中で孤立してしまわないよう、社会全体で支えていくことが必要です。

施策の
方向性
6

生活に困難を抱える男女への支援

- 17 ひとり親家庭等の自立支援
- 18 女性であることで複合的に困難を抱える人への支援

施策の
方向性
7

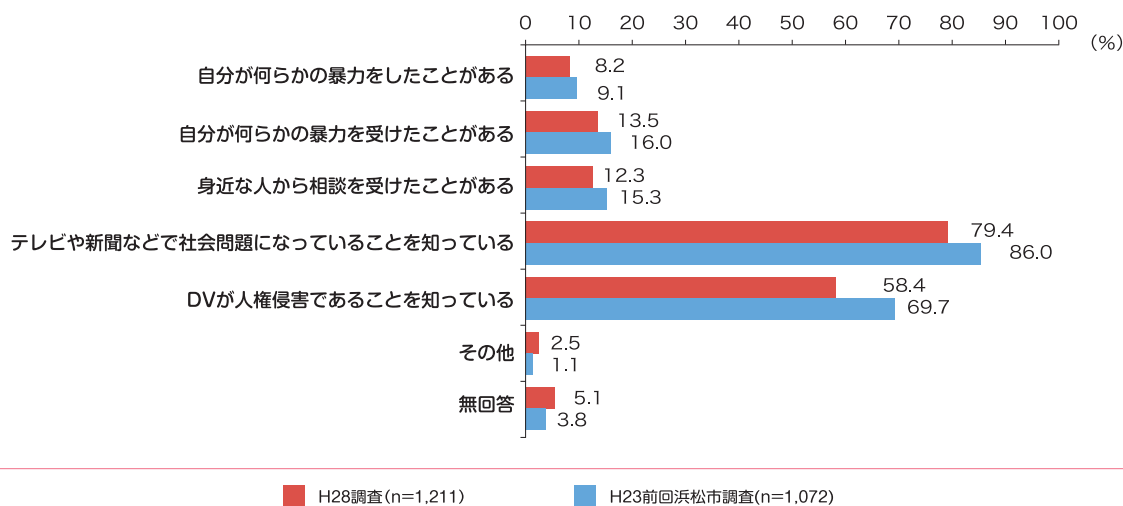
女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 19 DV等の防止に向けた意識啓発
- 20 被害者の相談体制の充実
- 21 被害者の自立に向けた支援の充実

成果指標

施策の方向性	項目	現状値 (H28)	目標値又は基準値 (H36)
6	外国人市民へのわかりやすい情報発信	—	毎年情報(更新し発行)
7	DV及びデートDV防止啓発講座の受講者数	977人	毎年1,000人以上

配偶者やパートナーなどからの身体的、精神的、経済的、性的な暴力について



資料:浜松市の男女共同参画に関する市民意識調査(平成28年度)

本市は、基本目標である

個の力を発揮する

地域で支え合う

社会が支える

の連携により

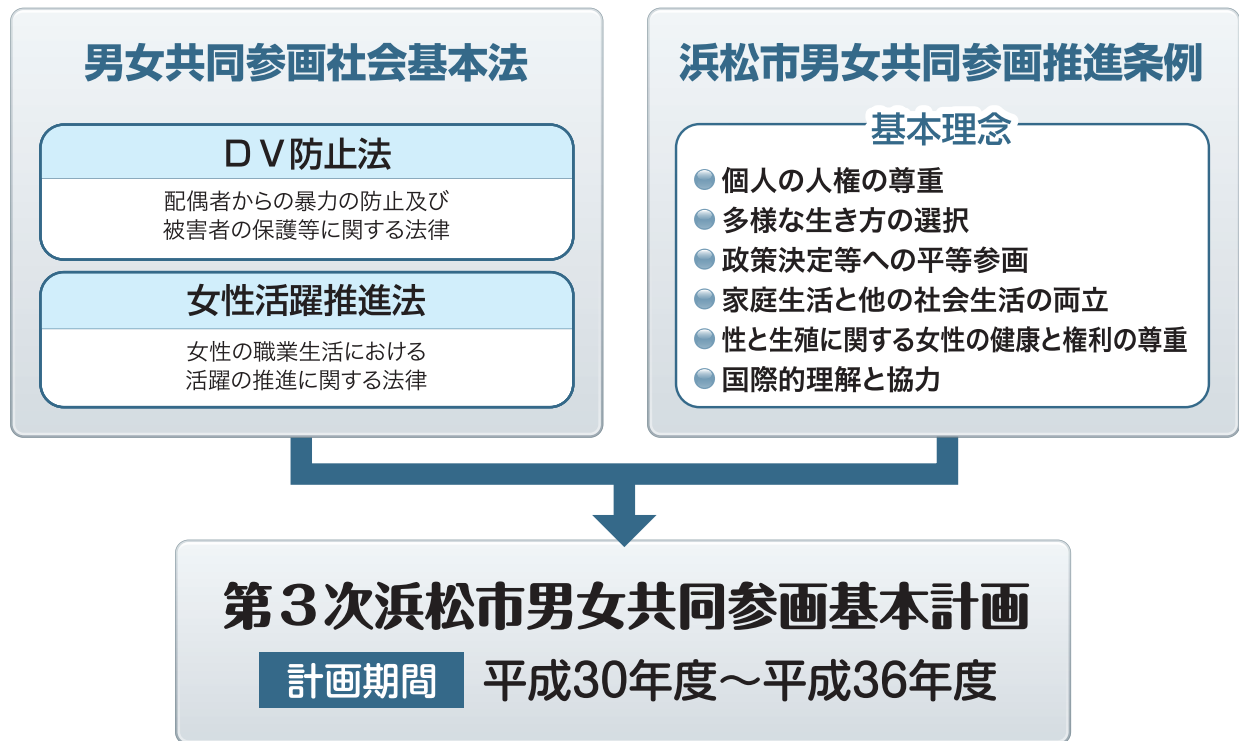
男女がともに自立・参画し、高めあう
創造都市 浜松

の実現を目指します。

計画の位置付けと目的

第3次浜松市男女共同参画基本計画は、浜松市男女共同参画推進条例第12条第1項に基づく基本計画であり「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に規定する基本計画として位置付けます。

本計画は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目的として、条例に規定する6つの基本理念に基づき策定するものです。



計画において目指す将来像

男女がともに自立・参画し、高めあう 創造都市 浜松

男女一人ひとりが自立し、あらゆる分野とともに参画することにより、お互いの意欲・能力を高めあい、新たな価値や人材を生み出す創造都市 浜松を目指します。

浜松市 市民部 UD・男女共同参画課

※「ユニバーサル社会・男女共同参画推進課」は平成30年4月から上記課名に変わります。

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

TEL 053-457-2364